

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 特定施設の設置許可申請 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 【公 告】 ○ 一般競争入札の実施 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 岡山県自然環境保全審議会からの答申 ○ 港湾隣接地域の指定についての公聴会の開催 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【人事委員会】 ○ 岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ○ 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	環境管理課 健康推進課 〃 〃 防災砂防課 財産活用課 県民生活交通課 自然環境課 港湾課 建築指導課 人事委員会 〃	〇 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 猟銃等講習会の開催 ○ 年少射撃資格講習会の開催 〃 生活安全企画課	担当課（室）

◎岡山県告示第八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 キューピータマゴ株式会社

住 所 東京都調布市仙川二丁目5番地7

氏 名 代表取締役 楠 本 正

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 キューピータマゴ株式会社笠岡工場

所在地 笠岡市走出641-2

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	2－イ 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 （F）		2－イ 畜産食料品製造業の用に 供する原料処理施設 （W）（X）		2－ロ 畜産食料品製造業の用に 供する洗浄施設 （I）		2－ハ 畜産食料品製造業の用に 供する湯煮施設 （G）		2－ハ 畜産食料品製造業の用に 供する湯煮施設 （H）	
能	力	4 t／時・台		350 k g／時・台		250 L		14ヶコンテナ用		12ヶコンテナ用	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		平成31年 3 月 3 日		同左		許可後直ちに		平成31年 3 月 3 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後約 1 日		平成31年 3 月 17 日		同左		工事着手後 1 週間		平成31年 3 月 17 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		平成31年 3 月 18 日		同左		工事完成後直ちに		平成31年 3 月 18 日	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続 8 時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量の及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	20	20	17	21	1	1	2	2.5	同左	
	p H	6.0～9.0	6.0～9.0	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		同左			
	B O D（mg／L）	2,910	3,500	209	286	200	220				
	C O D（mg／L）	1,750	2,330	92	126	88	97				
	S S（mg／L）	870	1,170	75	164	20	25				
	油 分（mg／L）	175	230	4	8	16	50				
	T－N（mg／L）	350	410	5	6	20	25				
	T－P（mg／L）	46	60	1	2	3	6				
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	300,000	500,000	300	500	同左					

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
2 2－イ畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設（W）（X）の汚水等の水量は2基合計分を示す。

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

区	分	廃止	
種	類	2－ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (N)	
能	力	3回／時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続2時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	2	3
	p H	6.0～9.0	6.0～9.0
	B O D (mg／L)	120	150
	C O D (mg／L)	70	100
	S S (mg／L)	35	50
	油 分 (mg／L)	7	10
	T－N (mg／L)	15	17
	T－P (mg／L)	2	2
	大腸菌群数 (個／cm ³)	3,000	5,000

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 2－イ畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設(W)(X)の汚水等の水量は2基合計分を示す。

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		(a)				同左			
種 類 及 び 型 式		排水処理施設				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		W10.75m×L38.8m×H6.5m				同左			
能 力		300m ³ /日				加圧浮上処理，活性汚泥処理：329.2m ³ /日 沈殿槽以降の工程：304.2m ³ /日			
処 理 の 方 法		薬注加圧浮上処理，連続活性汚泥処理				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				平成31年3月31日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				平成31年3月31日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				平成31年4月1日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	202.5	304.2	202.5	304.2	227.5	329.2	202.5	304.2
	p H	6.0～9.0	6.0～9.0	5.8～8.6	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	2,500	3,000	20	30				
	C O D (mg/L)	1,500	2,000	20	30				
	S S (mg/L)	750	1,000	30	40				
	油 分 (mg/L)	150	200	痕跡	5				
	T－N (mg/L)	300	350	20	30				
	T－P (mg/L)	40	50	2	3				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	<3,000	<3,000				

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

区 分		新 設			
工場又は事業場における施設番号		(b)			
種 類 及 び 型 式		排水処理施設			
構 造		S U S 水槽, P V D F 膜モジュール			
主 要 寸 法		W642mm×D550mm×H1,922mm			
能 力		25m ³ /日			
処 理 の 方 法		中空糸膜吸引ろ過処理			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成31年3月31日			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年3月31日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年4月1日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	25	25	25	25
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	22	33	20	30
	C O D (mg/L)	22	33	20	30
	S S (mg/L)	3,500	4,000	<1	1
	油 分 (mg/L)	5	200	痕跡	5
	T-N (mg/L)	22	33	20	30
	T-P (mg/L)	2	2	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	<3,000	<3,000	<3,000

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

- (5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年3月5日から同月26日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

グリーン在宅クリニック

倉敷市昭和一―二―三七

平成三十一年三月一日

岡本薬局

瀬戸内市邑久町豊原三三九―二

平成三十一年三月一日

◎岡山県告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

医療法人以心会難波医院

倉敷市福田町古新田一四六一四

平成三十一年三月一日

一般財団法人江原積善会ESクリニック

津山市津山口三〇八

平成三十一年三月一日

おかやま薬局児島店

倉敷市児島駅前一一〇四

平成三十一年三月一日

◎岡山県告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

やたの薬局

倉敷市真備町箭田三七六三

平成三十一年二月二十八日

岡本薬局

瀬戸内市邑久町豊原三三九一二

平成三十一年二月二十八日

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

◎岡山県告示第九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

堅町地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標
柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県和気郡和気町佐伯字片山四六二番

一号、七号、八号及
び四十一号

四四四番地先道路敷

二十一号

四二九番

二十二号

四二六番一

二十三号

字寺山四七一番一

二号及び三号

四六一番

四号

四六〇番

五号及び六号

四六三番一

九号

四六三番

十号及び十一号

四六三番四

十二号

四四二番一

十三号

四六四番三

十四号

四六四番一

十五号

四三九番

十六号

四六四番二

十七号

四四三番

二十号

四七三番

三十七号

四六八番

三十八号

四六六番一

三十九号

四七〇番

四十号

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
字橋本上四八〇番	〃 三四五番一	字金谷裏三四五番二	〃 三五二番	〃 三五三番一	〃 三六四番一	字豎町三六六番一	字山根三六〇番	〃 四〇九番一	字連久田四〇八番三	〃 四〇三番一	字横町四〇五番一地先道路敷	〃 四三二番地先道路敷	字鼻戸四三二番	
号	三十五号及び三十六号	三十四号	三十三号	三十二号	三十一号	三十号	二十九号	二十八号	二十七号	二十六号	二十五号	二十四号	十九号	十八号

〔八九〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札に付する事項

契約種別		所 在		地目又は構造		面積（平方メートル）		予定価格（最低売払価格）		入札の日時及び場所	
土地（建付地） 売払い契約	1 土地 笠岡市笠岡字八幡平五一 八九番七外	2 建物 笠岡市笠岡字八幡平五一 八九番地七外		宅地		三、三一二・二〇		二、七三〇、〇〇〇円		平成三十一年四月十七 日（水） 午前十時三十分	岡山市中区古京町一丁 目七番三六号 岡山県庁分庁舎五階五 〇六会議室
				鉄筋コンクリート造三 階建		六八二・九九					
				コンクリートブロック 造平家建		六〇・三七					
				コンクリートブロック 造平家建		一七・五一					
				鉄骨造平家建		二・四六					
				コンクリートブロック		七・七六					

造平家建	鉄骨造平家建	鉄骨造平家建
	二三・四〇	二四・〇〇

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不適当と認める者

三 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成三十一年三月二十五日（月）午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

- 1 入札に参加することができない者のした入札
 - 2 談合してした入札
 - 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - 4 入札書の金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
 - 5 二以上の入札をした者のした入札
 - 6 郵便又は電信による入札
 - 7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札
- 七 問い合わせ先

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六―二二六―七二三五）

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

〔九〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人木にかえる

三 代表者の氏名

田中 健昌

四 主たる事務所の所在地

津山市阿波落合川向三〇八〇

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、木工工場の運営を通して、プラスチックなどの石油製品や金属製品を可能な部分からより環境負荷が少なく持続可能な資源である木に代替していくことで環境保全に寄与するとともに、森林保全、高齢者の趣味・生き甲斐の場の創出、木を使う意義などの啓発に取り組むことを目的とする。

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

〔九一〕岡山県自然環境保全審議会から次のとおり答申があつた。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 諮問年月日

平成三十一年二月十四日

二 答申を受けた年月日

平成三十一年二月二十二日

三 諮問及び答申の事項

温泉掘削に係る許可について

四 その他

諮問及びその答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室及び岡山県備前県民局において閲覧することができる。

〔九二〕港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定により、次のとおり港湾隣接地域の指定について公聴会を開催する。

平成三十一年三月五日

水島港港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

- 日時 平成31年3月12日（火） 午前10時30分から
- 場所 倉敷市水島福崎町1—12
岡山県備中県民局水島港湾事務所 会議室
- 予定地域の範囲
水島港水島海岸通2丁目地区（延長70.33m，方位 磁北）
イ線からホ線までの各線と水際線とによって囲まれた区域
イ線 岡山県倉敷市水島海岸通2丁目2番地に設置した基準ポイントから96° 40′
の方向に水際線まで引いた線
ロ線 イ線の起点から 6° 22′ 30.95mの地点まで引いた線
ハ線 ロ線の終点から 1° 00′ 15.05m ”
ニ線 ハ線の終点から 6° 21′ 19.48m ”
ホ線 ニ線の終点から 90° 23′ の方向に水際線まで引いた線

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

〔九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―三三、一六二二―三四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県橿原市菖蒲町三丁目二七一―一六

片山 尚斎

三 許可番号

岡山県指令建指第三六三号

◎岡山県人事委員会規則第一号

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級地の項中

「	真庭市立二川小学校	真庭市種	「
〃	中和小学校	〃 蒜山下和	を
真庭市立中和小学校	真庭市蒜山下和	に改め	」

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（昭和五十五年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

「 真庭市久見 種	「 真庭市立湯原小学校 二川小学校	「 を
真庭市久見	真庭市立湯原小学校	「 に改

める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月五日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百十二・五以上百分の百八十五」に、「百分の百四十一以上百分の二百三十」を「百分の百三十八・五以上百分の二百二十五」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の百一以上百分の百十二・五」に、「百分の百二十六・五以上百分の百四十一」を「百分の百二十四以上百分の百三十八・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の八十九・五」に、「百分の百十二」を「百分の百九・五」に改める。

第十三条の二第一項各号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

◎岡山県公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成三十一年三月五日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成三十一年 五月十五日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成三十一年 四月九日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成三十一年 四月十七日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成三十一年 四月二十四日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十一年 五月八日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成三十一年 五月三十日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成三十一年 六月九日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成三十一年 六月十九日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成三十一年 六月二十六日	午後一時	真庭市江川八二―一 真庭警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

平成31年3月5日 岡山県公報 第12073号

◎岡山県公安委員会告示第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成三十一年三月五日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時		場 所
平成三十一年四月十五日（月） 午前十時		岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）
平成三十一年六月五日（水） 午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

九千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。